

## 神奈川県都市公園条例(抜粋)

(趣旨)

**第1条** この条例は、[都市公園法](#)(昭和31年法律第79号)及び同法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

**第11条** 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は配布すること。
- (2) 業として、映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送を行うこと。ただし、知事が都市公園の公衆の利用に支障を及ぼすおそれが少ないと認める場合は、この限りでない。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為期間、行為場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

4 知事は、第1項又は前項の許可に、都市公園管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。

(行為の禁止)

**第13条** 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、[法第5条第1項](#)、[法第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)又は[第11条第1項](#)若しくは[第3項](#)の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。

(監督処分)

**第 16 条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第 11 条の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) 第 11 条の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により、第 11 条の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第 11 条の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じた場合
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

別表第2(第 24 条関係)

3 第 11 条第 1 項各号に掲げる行為の許可による使用料

第 11 条第 1 項各号に掲げる行為の許可による使用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額とする。

区分	単位	金額
業として行う物品の販売	1 日	1,200 円
業として行う映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送	同	15,700 円
興行(会費を徴収して行う写真撮影会を除く。)	同	15,700 円
会費を徴収して行う写真撮影会	同	7,900 円
競技会その他これに類するもの	1 時間	900 円
展示会、集会その他これらに類するもの	1 平方メートル1 日	9 円

- 備考 1 使用料の額が年額で定められている場合において、使用期間が 1 年未満であるとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、日割りをもつて計算する。この場合において、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 2 面積に 1 平方メートル未満の端数があるとき又は面積の全部が 1 平方メートル未満であるときは、その端数面積又はその全面積は 1 平方メートルとする。
- 3 長さに 1 メートル未満の端数があるとき又は長さの全部が 1 メートル未満であるときは、その端数の長さ又はその全長は 1 メートルとする。